

高松高裁総第001269号

(庶ろ－03)

平成24年12月13日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

高松高等裁判所長官 出 田 孝 一

調停運営協議会の協議結果の要旨について

(7月20日付け民二第005915号に対する報告)

標記の協議結果要旨は、別添のとおりです。

日 時 平成24年11月1日(木) 午後1時10分

場 所 高松高等裁判所大会議室(6階)

平成24年度
調停運営協議会協議結果要旨

問題数 2 問

《民事問題》

民事調停を充実させるためには、適正かつ迅速な処理が不可欠である。当庁では、調停主任、書記官及び調停委員が連携し、事前準備、評議等を通して情報を共有し当事者間の合意を目指している。しかし、合意に至らない場合は、法的判断をベースにした調停に代わる決定の活用も、適正かつ迅速な解決のためには有効である。そこで、調停に代わる決定の運用の実情（対象事件、利用頻度等）を紹介していただくとともに、調停に代わる決定の活用を見込んで、事前準備、評議、解決案の提示、その他の面で、工夫している例、又は工夫すべき点等を伺いたい。

（出題趣旨）

当庁では、調停申立書をもとに、書記官から有益な情報提供を受けたり、事前準備で確認が必要な事実は何か、予想される争点は何かなどを話し合い、調停の進行方針を立てている。その後、随時評議を行って、調停委員会としての認識を共有し、解決案を示すなど、合意形成に努めている。しかし、調停での合意形成に至らなかった場合には、調停に代わる決定を活用することも適正、迅速な紛争解決に有効であり、また当事者に期待されている面もあろうかと思われる。

ところで、高知簡易裁判所での調停に代わる決定の状況は、平成23年は全終局調停事件数の26.4%の97件、平成24年は9月6日現在で、全終局調停事件数の12.1%の17件である。事件の内容は、ほとんどが特定調停事件と不当利得（過払金）返還請求事件で、当事者不出頭のため電話で事実上の合意を得て、又は事前に書面で同意を得て決定したものであった。このほか宅地建物調停事件や交通調停事件が数件あった。このうち交通調停事件は、平成14年の交通事故に関し、会社と運転手が、相手方に話し合いによる解決を求めたが、相手方が「いつ直るか分からない。」などとして話し合いに応じなかったために調停を申し立てたというもので、調停事件係属後も、相手方は体調が

悪いという理由で調停に出頭せず、事故後長期間経過したままになっていたことから調停に代わる決定がなされたという事例であった。

以上のように、高知簡易裁判所では、調停に代わる決定の活用例は、ほとんどが特定調停事件と不当利得（過払金）返還請求事件であるが、各庁においては、どのような事件で、どの程度調停に代わる決定を活用しているのか、実情を紹介していただきたい。

また、調停に代わる決定の主体は、裁判所（調停主任裁判官）であり、調停委員会ではないが、調停委員としては、評議等で調停に代わる決定も念頭において調停を進めることで、法的判断をベースにした共通認識等が一層強く求められることになると思われる。そこで、調停に代わる決定の活用を見込んで、事前準備、評議、解決案の提示、その他の面で工夫している例、又は工夫すべき点等を伺いたく提出した。（高知地裁）

- 1 調停に代わる決定の主な対象事件は、特定調停であり、その他に、交通事故における損害賠償、債務弁済協定、過払金返還、未払賃料等の調停事件において活用例があるが、ほとんどが大筋で合意があった場合に、一方の当事者が不出頭であった事例である。
- 2 民事調停は、簡易な手続と柔軟な解決を図ることが可能である点において、当事者の満足度の高い手続であるが、一方で、解決に至らず終了する可能性がある点に不満を持つ当事者も多い。また、権利関係の判定を求める当事者が増加傾向にあることから、民事調停の紛争解決機能を更に高め、当事者のニーズにも応えていくために、法的評価だけが争点となっている事件や、提出されている書証等で容易に事実認定できる事件については、合意に至らなかったとしても、調停に代わる決定をすることによって、以後の当事者間の紛争解決の指針となる場合もあり、調停の紛争解決機能は向上するものと考えられる。
- 3 調停委員会は、当事者自らが納得する解決案を見い出していく支援をするという側面もあることから、これまでも増して、当事者のニーズや思いを十分に聴

きながら、当事者が納得する解決案に到達できるように調整していく必要がある。

- 4 交通事故事案の場合、事前評議において、調停主任裁判官の主導により一定の方向性の確認を行い、その後、当事者から聴取した事項や追加資料等を参考として、主張自体の一貫性、合理性や矛盾点を検討するとともに、証拠資料のうち客観性や信用性の高いもの、合理的に推測される事実と主張の整合性などについて検討し、解決案を策定するための評議を行っている。
- 5 事前評議が必要な事件については、書記官が担当事件ごとに作成する事件類型、聴取すべき事項及び具体的聴取内容等を記載し、裁判官が補正を加えた参考メモ（事案に応じて時系列表や主張整理表が含まれる。）に基づいて、調停委員が事情聴取することとしている。このメモは、ポイントを外すことなく事情聴取することができるうえ、紛争の実情を整理し、事実を簡潔にまとめて報告する道具として、裁判官と情報共有をすることができ、合理的な解決案を策定する上で効果があると思われる。また、事案ごとに要件事実に対応する書証を記載した「主張・証拠対照表」を作成し、評議や経過表に利用することも予定している。
- 6 合意に至っていない事案について、調停に代わる決定をするという取組みには、背景や環境など課題が相当あると感じており、研究を重ねる必要がある。

裁判官のコメント

- 1 事実関係の争いと感情的対立が相まっていることが、調停段階での解決を困難にしているようであるが、感情的対立はすぐに埋まるものではないことから、まず、調停主任裁判官を交えて、事実関係を整理し、それを基に当事者を説得するのがよいのではないか。その際に誰がどういった説明をするのかということも一つ重要な節目になり、そこで、事実関係の納得が得られれば、一挙に解決に向かっていくものもあると思われる。事実関係に納得が得られても、譲歩することは感情が許さないという当事者もいるので、そういう場合には調停に代わる決定をするのが有効なのではないかと考える。
- 2 調停委員会の調停手続に対する姿勢を最初の段階から示すことによって、当事

者や代理人の認識も変わり、調停段階での解決率も改善するのではないか。

- 3 司法機関としての裁判所の調停という役割は、ある面判断を示すことだろうと思うので、合意に至らない場合においても、調停に代わる決定を活用する運用が浸透することにより、当事者が調停のテーブルに着いた段階で、解決できると思えるように調停運営をしていくのが相当だと考える。

最高裁係官コメント

- 1 事実及び法的観点に争いのある事案や、事実に争いはないが法的観点に争いがある事案については、調停成立率が低くて苦勞しているというのが現状のようで、そういう場合に、どうすれば調停段階での解決率を高めることができるかという問題だと思う。
- 2 これまでの検証によると、解決率が低い類型の紛争であっても、調停委員会が、合理的な解決案を策定できた場合には、飛躍的に調停成立率が高まっている。合理的な解決案を策定するためには、事実関係の把握が重要で、当事者の言い分や証拠を見極める必要がある。
- 3 調停委員会が、合理的な解決案を策定したとしても、必ずしもそれを当事者に提示することまでを考えているわけではなく、東京や大阪の試行を見ても、それを腹案として、当事者から出ている調停案を調整する過程でうまくそれとけ込ませて、調停成立に導いているようだ。それでも、合意が成立しないときに、もう一度挑戦するという意味で、調停に代わる決定を試してみてもどうかということで、やみくもに調停に代わる決定をするということを考えているわけではない。
- 4 調停は、当事者の主体的な自主的解決がベースにあるのであり、調停委員会が合理的な調停案を持って調整活動を行うことにより、当事者に十分情報を持ってもらったうえで、納得して合意による解決をしてもらう援助をするところに調停の本質があるのではないか。調停に代わる決定は、いわば消極的な形で最終的な合意を確認することであり、現在、進めている調停運営の在り方も、これまでの当事者の主体的な合意による解決を斡旋していくという調停の枠組みを変えるも

のではなく、元々内在していることをやっていくということだと思う。

《家事問題》

家事事件手続法（以下「新法」という。）の施行に伴い調停運営において工夫すべき点や留意すべき点等について、御意見を伺いたい。

（出題趣旨）

新法が当事者等の手続保障を図るための制度を拡充していることを踏まえ、調停手続においても、一方当事者の状況や意向を他方当事者に正確に把握してもらうための工夫をすることが期待されていると思われる。どのような工夫を検討されているか伺いたい。同席調停の活用についてはどのように考えられているかについても御意見を伺いたい。

また、新法では、別表第2事件（現在の乙類事件に相当）についても調停に代わる審判（現在の24条審判に相当）をすることができることとされている。当事者が感情的で自己の主張を譲らない場合でも、裁判所の決めた解決方法には従うというケースはあると考えられ、簡易迅速な解決を目指して調停に代わる審判を活用することが期待されるが、その有効な運用方法について御意見を伺いたい。

併せて、同席調停、テレビ会議及び電話会議による調停を行う場合の留意点についても御意見を伺いたい。

（徳島家裁）

- 1 申立書写しを相手方に送付する運用を試行し、その際、申立てに対する意見書も同封し、あらかじめ相手方の意向を踏まえた上で調停を進行している。当事者が提出する資料等の一部を相手方に見せたくないなどの希望がある場合には、非開示を希望する旨の書面を用意している。また、これら提出資料の扱いや調停の進行等を記した手続説明書を当事者双方に送付し、調停手続について理解を促している。

同席調停については、双方当事者が同意や希望をし、感情的対立がなく、当事者同士が話をした方がよいと思われる場合には、有効な方法であり、当事者同士にしか分からない事実や、子との面会交流の事を話し合う場合は、積極的に試み

てもよいのではないか。ただ、当事者の性格等も十分勘案した上で、慎重に判断することが重要である。

調停に代わる審判については、当事者双方が感情的になりお互いに主張を譲らない場合でも、裁判所が妥当な一定の内容を決めてくれるのであれば従うといった当事者は少なくなく、審判に移行するまでもなく解決できる事件も多くなるのではないか。特に遺産分割事件で、ほとんどの当事者が合意していても、1人でも受諾書面を提出しない当事者がいると調停を成立させることができなかったが、提示の案に強い反対ではないものの非協力的な当事者がいる場合には有効である。

電話会議については、本人確認の問題や、本人の傍らで誰かの圧力がなく、本人の真意に基づいての会話であるかどうかを確認することが重要になる。

当庁管内においては、離婚事件の審理モデルを活用し、新法下における調停の運用について共通認識を持ち、期日メモを改訂し、情報の共有等につき確認している。

- 2 申立書写しを申立人了解の上相手方に送付し、相手方から回答書を送付させる取扱いを行っているが、これにより第1回期日の争点が絞られ、相手方には無用な不安やいらだちが少なくなった。また、今後、調停進行中に当事者が提出する書面は、相手方用のコピーも提出してもらう運用を検討している。

同席調停については、積極的に活用する方向で検討はしていない。調停期日でのきめ細かな聴取により、双方当事者が冷静に気持ちを整理して前途に希望を持って合意に達していくよう調停を進めていきたい。

調停に代わる審判については、婚姻費用分担や養育費については算定表の数字が示されても受け入れる気持ちにはなれないが、裁判官の判断ならしかたないという当事者もいるので、そのような場合や、当事者間でほとんど合意ができて、次回期日には調停成立という状況のときに、次回期日に出頭できなくなった場合などに有用である。

テレビ会議と電話会議については、事案の内容や当事者の性格、態度等を慎重

に見極める必要があり、本人確認や本人意思の確認等により慎重な対応が求められる。

- 3 当事者が紛争の解決に主体的に取り組むためには、調停手続の中で、双方の当事者の主張だけではなく、その主張の根拠となる客観的事実についての情報をお互いに共有することが重要である。伝えるべき情報には、①客観的事実の伝達、②客観的事実に対する評価の伝達、③その評価を踏まえた意向（解決策）の伝達があり、問題は、その後の調停手続の中で、それ以外の事項をどのように伝えるかということだが、調停委員が一方当事者から聴取した段階で簡単な協議をすることで、より客観的な事実を伝えることが可能だと考えられる。また、伝えた事項、伝えていない事項を手控えて明らかにできるような欄を設けるよう議論している。

同席調停については、個別の事案において、裁判官との評議を通じて決めることになる。工夫例としては、紛争解決のために当事者双方で情報の共有化を図った方がよい事項に限り、限定的に同席調停を実施したり、双方に代理人が就いている場合には、代理人同士を調停に同席させたりする方法がある。また、感情的にならないように明確なルールを事前に説明してから同席調停に臨むようにしている。

調停に代わる審判については、調停を不成立とする場合には、当事者の電話会議や調停での発言、書記官の照会書、調査官の事実の調査等により得られた結果を基に、調停に代わる審判を行うかどうかを評議で話し合うことが大切である。

電話会議での留意点としては、①当事者確認、②電話で正確に意思を伝えること、③同席者の影響や録音の確認、が挙げられる。②については、相手方に送付している申立書写しを指し示しながら、事実確認をしていく。③については、調停を始める際に事前に注意をし、注意に従わない場合には電話会議での調停打ち切りも視野にいれ、評議で検討することなどを考えている。

裁判官のコメント

- 1 一方当事者の状況や意向を他方当事者に正確に理解してもらうための工夫については、申立書写しを相手方に送付することは各庁とも既に試行を始めているところであるが、問題は、第1回以降の調停期日で、一方当事者から得られた情報を他方当事者にどう伝えるかである。調停を進める上で重要な客観的事実とその評価については、出来るだけ早い段階で共通の認識を得ておく必要がある。何を伝えるかについては、情報の出し手である当事者の立場と、調停を進行する調停委員会の立場と、二つの観点から検討する必要がある。当事者の希望と調停委員会の判断が一致していれば問題はないが、当事者が相手方には知られたくない前提で打ち明けてくれたとしても、調停委員会としては、当事者が当然知っておくべきと考えられる情報については、これを隠して調停を進めるわけにはいかない、すなわち、きちんと伝えることが求められている。
- 2 同席調停について慎重論があることは理解している。同席調停は、手続の透明性をはかり、当事者が主体的に紛争を解決するという調停モデルからすると、ある意味で理想的な手法である。それでも多くの調停委員が消極的になる理由として二つある。第一は、家裁に来る当事者は同席することを望んでいないということ。第二は、当事者が感情的に自分の言い分を言い始めたら、まとまるものもまとまらなくなるのではないかという不安である。離婚条件についてはほとんど合意ができており、あとは面会交流の具体的な方法の詰めをするような場面では、当事者が望まなくても、むしろ同席を促して話合いの機会を設けるのが望ましいのではないかと思われる。第二の点については、確かに同席調停を円滑に進めるためには、その場をコントロールできる力量とある程度の技術が必要であり、また、事前の説明と、ルールの確認が大切である。今後、各庁で研修の機会を設けていく必要があろう。
- 3 調停に代わる審判の活用については、遺産分割、養育費、婚姻費用等の財産関係事件で、それまである程度の話合いがなされ、当事者の一部が不出頭で調停を成立させられないようなケースが対象となるのではないかと思われる。

- 4 電話会議とテレビ会議の留意点については、電話会議は便利ではあるが、込み入った話をするのには適さない。テレビ会議は、顔も見えて便利なツールであり、それなりに臨場感も期待できる。電話会議は、本人確認、圧力をかける人が周りにいないか、録音されていないかのチェックは必要である。そのためにも、最低限、最初の期日は、出頭してもらい、人となりを見極めることが重要である。

最高裁係官コメント

- 1 本日は4つの論点について協議していただいたが、今後の調停運営では当事者が事件の争点を正しく把握した上で、調停委員会により示される解決の方向性を主体的に検討することができるような運営をしていただかなければいけない。その際、一方当事者に争点についての主要な事実に関する相手方当事者の主張、根拠、資料等を正確に伝え、さらに場合によっては客観的な資料を開示していくことが重要になってくるわけである。いろいろな難しい問題もあると思われるが、工夫を深めていただきたい。
- 2 次に、同席調停についてであるが、当事者にとってプロセスの明確化を図るための方法としては、当事者同席での事情聴取に限られるものではなく、例えば調停期日の最後に当事者本人立会の下で争点に関する双方の言い分を簡潔にまとめて確認するといったように、その期日で行ったこと、次回までの課題、次回の進行予定等を説明する機会を設けるといった工夫も考えられるのではないかと。事案に応じた活用をご検討いただきたい。
- 3 次に、新法では調停に代わる審判を行うことができ事件類型が拡大されたが、今後は調停のプロセスの中で、主張・争点や解決の方針を当事者に提示していくことが考えられるので、最終的な条項案を提示するといったような趣旨で、簡潔な理由を付して調停に変わる審判を積極的に活用できる場面も増えるのではないかと。民事と同様に調停の運営のあり方が変わってくる可能性がある。
- 4 最後に、テレビ会議と電話会議については、当事者の利便性向上のために導入された制度だが、当事者と直接会話ができないという制約があるので、時間をか

けて当事者を説得するという場面では難しい面もある。しかし、解決の方向性が決まった後で、条件調整を行うという際には効果を発揮するのではないか。ただ、代理人が選任されていない事案での利用にあたっては、本人確認のほか、通話先に第三者がいないかといったことも配慮する必要がある。各庁で施行までの間に利用者の利便性の向上に向けて準備を進めているが、施行までの間にさらにご検討をいただき、施行後も裁判官と職員が継続的に検討を続けて行ってもらいたい。